

「消費者教育の推進に関する法律」及び消費者庁の消費者教育の主な取組

1.消費者教育の推進に関する法律（施行日平成24年12月13日）

- (1)国の責務
- ・消費者教育の推進に関する
 - ・総合的な施策の策定及び実施の責務

- (2)基本方針の策定
- ・消費者庁・文部科学省が案を作成・閣議決定
 - ・基本的な方向、推進の内容等

(3)消費者教育推進会議

<組織>

委員（20名まで）

消費者、事業者、教育関係者、消費者団体、事業者団体、その他関係団体の代表者、学識経験者、関係行政機関の職員より任命
他に、専門委員、幹事を置く

<所掌事務>

- ・総合的、体系的かつ効果的推進に関して委員相互の情報・交換
- ・基本方針の作成・変更に関する意見

<専門委員の活用>

- ・各地域でも開催、消費者教育推進地域協議会（第20条）と連携
- ・具体的施策について検討

<委員名簿>

荒木 武文	神戸市教育委員会健康教育担当部長(前 神戸市市民参画推進局消費生活課長)
大竹 美登利	東京学芸大学理事
岡田 往子	東京都市大学原子力研究所准教授
岡本 直美	日本労働組合連合会会長代行
柿沼 トミ子	全国地域婦人団体連絡協議会会長
河野 恵美子	日本生活協同組合連合会理事
小林 洋司	東京都立桜修館中等教育学校長（全国高等学校公民科・社会科研究会会長）
小谷野 茂美	東京都青梅市適応指導教室長（前東京都昭島市立清泉中学校長）
齊藤 秀樹	全国老人クラブ連合会理事・事務局長
佐分 正弘	公益社団法人消費者関連専門家会議理事長
島田 広	弁護士（日本弁護士連合会消費者問題対策委員会副委員長）
高山 靖子	株式会社資生堂監査役
武田 岳彦	公益社団法人日本PTA全国協議会会長
富岡 秀夫	公益財団法人消費者教育支援センター専務理事
西村 隆男	横浜国立大学教育人間科学部教授
野村 豊弘	学習院大学法学部教授
橋本 都	青森県教育委員会教育長
古谷 由紀子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会常任顧問
本家 正隆	金融広報中央委員会会長
吉川 萬里子	公益社団法人全国消費生活相談員協会専務理事

以上20名 敬称略 平成25年4月5日現在

2.消費者教育推進のための体系的プログラム研究会

（平成24年9月～12月・開催）

平成25年1月「消費者教育の体系イメージマップ」公表(平成25年1月公表)

3.消費者教育ポータルサイトの拡充～消費者教育推進の基盤

<システム改修>

「体系イメージマップ」をインデックスとして活用
対象領域(タテ)とライフステージ(ヨコ)との交差部分のボックスをクリック
→その項目に関する詳しい情報のページ さらにクリック
→消費者教育の実践例、教材、指導案などの情報のページ

<掲載情報の充実>

掲載基準の整備、掲載における審査方法の検討

4.消費者教育用副教材の作成

ポータルサイトの充実整備により、必要とされる領域・ライフステージ抽出
汎用性の高い教材・指導案等のパッケージを作成

5.地域における消費者教育の推進

○高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会

各地域での取組、情報の共有の場として活用

○子どもの不慮の事故防止「子どもを事故から守る!プロジェクト」

子どもの事故防止に向け、省庁の枠にとらわれず情報提供→「子ども安全メール」

6.国から地方公共団体に対する情報提供・支援

○都道府県・市町村における消費者教育推進計画策定の課題

○「地方消費者行政活性化基金」の活用

24年度補正予算で60.2億円

25年度予算5億円

7.消費者教育に関する調査研究

総合的・体系的及び効果的な消費者教育の内容、方法の調査研究を行う

①

消費者教育の推進に関する基本的な方針(基本方針)

消費者教育の推進に関する法律第1条(目的)

- 消費者教育に関し、基本理念を定める
- 国及び地方公共団体の責務等を明らかにする
- 基本方針**の策定その他の消費者教育の推進に関し必要な事項を定める

消費者教育を総合的かつ一体的に推進
国民生活の安定及び向上に寄与

- ① 消費者教育の推進の意義及び基本的な方向に関する事項
- ② 消費者教育の推進の内容に関する事項
- ③ 関連する他の消費者政策との連携に関する基本的な事項
- ④ その他消費者教育の推進に関する重要事項

関係行政
機関の長
と協議

【3月～6月】

内閣総理大臣・文部科学大臣が
基本方針案を作成

閣議で決定

【6月目途】

消費者教育
推進会議の
意見を聴く

【3月～6月上旬
(4回程度開催)】

消費者委員会
の意見を聴く

【5月上中旬】

消費者その他
の関係者の意
見を反映

【5月上中旬】

(基本方針を受けて)

都道府県・市町村
消費者教育
推進計画策定

◎基本方針・推進計画に基づき各地、各主体が消費者教育を展開

(参考) 消費者教育の推進に関する法律の概要

目的(第1条)	国と地方の責務と実施事項	
	国	地方公共団体
<ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育の総合的・一体的な推進 ・国民の消費生活の安定・向上に寄与 	責務(第4条) 消費者教育の推進に関する総合的な施策策定、実施	責務(第5条) 団体の区域の社会的経済的状況に応じた施策策定、実施(消費生活センター、教育委員会その他の関係機関と連携)
定義(第2条) 『消費者教育』 消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育及びこれに準ずる啓発活動(消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。) 『消費者市民社会』 <ul style="list-style-type: none"> ・個々の消費者の特性及び消費生活の多様性の相互尊重 ・自らの消費生活に関する行動が将来にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得ることの自覚 ・公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画 	財政上の措置(第8条) 推進に必要な財政上の措置その他の措置(地方は努力義務)	
基本理念(第3条) <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活に関する知識を習得し、適切な行動に結びつける実践的能力の育成 ・主体的に消費者市民社会の形成に参画し、発展に寄与できるよう積極的に支援 <hr/> 体系的推進 ・ 幼児期から高齢期までの段階特性に配慮 効果的推進 ・ 場(学校、地域、家庭、職域)の特性に対応 ・ 多様な主体間の連携 ・ 消費者市民社会の形成に関し、多角的な情報を提供 ・ 非常時(災害)の合理的行動のための知識・理解 ・ 環境教育、食育、国際理解教育等との有機的な連携	基本方針(第9条) ・消費者庁・文部科学省が案を作成・閣議決定 ・基本的な方向 ・推進の内容等	都道府県消費者教育推進計画 市町村消費者教育推進計画 ・基本方針を踏まえ策定(努力義務)
	消費者教育推進会議(第19条) 消費者庁に設置(いわゆる8条機関) ①構成員相互の情報交換・調整～総合的、体系的かつ効果的な推進 ②基本方針の作成・変更意見 委員(内閣総理大臣任命) ～消費者、事業者、教育関係者、消費者団体・学識経験者等 ※委員は20名以内、任期2年、幹事、専門委員を置く(政令で規定)	消費者教育推進地域協議会(第20条) 都道府県・市町村が組織(努力義務) ①構成員相互の情報交換・調整～総合的、体系的かつ効果的な推進 ②推進計画の作成・変更意見 構成 ～消費者、消費者団体、事業者、教育関係者、消費生活センター等
消費者団体(努力義務)(第6条) ～自主的活動・協力 事業者・事業者団体(努力義務) ～施策への協力・自主的活動(第7条) ～消費生活の知識の提供、従業員の研修、資金の提供(第14条)	義務付け(国・地方) ○学校における消費者教育の推進(第11条) 発達段階に応じた教育機会の確保、研修の充実、人材の活用 ○大学等における消費者教育の推進(第12条) 学生等の被害防止のための啓発等 ○地域における消費者教育の推進(第13条) 高齢者・障害者への支援のための研修・情報提供 ○人材の育成等(第16条)	努力義務(国および地方) ○教材の活用等(第15条) ○調査研究(第17条) ○情報の収集(第18条)